

秋田市地域おこし協力隊員募集要項

1 秋田市の概要

秋田市は、東北地方の県庁所在地では仙台市に次ぐNo. 2の人口で、都市機能と雄大な自然が融合した「ちょうどいい暮らし」ができるまちです。人口はおよそ30万人、飛行機や新幹線で首都圏へもダイレクトにつながり、市街地には商業施設が並ぶ一方、車で20分ほど行くと山や海、田園風景など大自然が眼前に広がり、自然が身近な美しい街でもあります。また、秋田竿燈まつりなどの伝統が息づき、公立の美術大学があるほか、現在、中心市街地では「あきた芸術劇場」（2022年完成予定）や「秋田市文化創造館」（2021年開館予定）といった文化施設の整備を進めており、芸術文化に関する環境も抜群です。



2 募集の経緯・目的

本市では、人口減少対策を市政の最重要課題と位置づけ、移住定住の促進に力を入れてきました。

具体的な取組としては、移住に係る費用の支援、住宅リフォーム費用の支援、移住相談八重洲センターの設置による相談体制の充実など移住・定住につながる独自の施策に取り組むとともに、首都圏等で実施する移住相談会などを通じて、都市の便利さと豊かな自然がほどよく調和したまちという本市の魅力を発信してきたところです。また、令和元年度には、「移住コーディネーター」として活動する地域おこし協力隊を委嘱し、現在2名の隊員が中心となり、オーダーメイドによる移住相談ツアーの企画・運営や、移住者によるネットワークづくりにも力をいれています。

こうした取組により、本市への移住者数は年々増加しているものの、依然として若者を中心とした県外への転出超過（社会減）と出生数の減少・死亡数の増加（自然減）が続いています。こうした課題を解決するためには、住み続けたいと思えるまちづくりと安定的かつ魅力的なしごとの場づくりをさらに進めていく必要がありますが、行政の取組だけでは行き届かない分野もあるのではないかと感じているところです。

そこで、移住者の増加に向けた取組をさらに加速させ、若者の地元定着やふるさと回帰を進めるため、「移住・定住コーディネーター」として『地域づくり』と『しごと』をキーワードに、地域協力活動に従事する地域おこし協力隊を募集しようとするものです。

3 応募要件

次に示す要件を全て満たしていること。

(1) 下記のア、イのいずれかおよびウの要件を満たす方

ア 条件不利地域（※1）を除く、三大都市圏内の都市地域（※2）もしくは政令指定都市にお住まいの方

イ これまで、他の地域において地域おこし協力隊員として2年以上の経験があり、かつ解嘱から1年以内である方（秋田市に住民票がある方は対象外。）

ウ 採用決定後は秋田市に住民票および生活の拠点を移すことができる方

(2) 職務経験や社会活動等の経験がある方

(3) 地域活性化に意欲があり、地域住民とともに積極的に活動ができる方

(4) 心身ともに健康である方

(5) 普通自動車運転免許を有し、日常的な運転に支障のない方

(6) パソコンの基本操作（ワード、エクセル、パワーポイント等）ができるほか、SNS等の活用
に意欲的に取り組める方

(7) 活動終了時に起業又は就業して秋田市に定住する意欲のある方

(8) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない方

（※1）条件不利地域とは、次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村をいいます。

- ①過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む） ②山村振興法 ③離島振興法
④半島振興法 ⑤奄美群島振興開発特別措置法 ⑥小笠原諸島振興開発特別措置法
⑦沖縄振興特別措置法

（※2）三大都市圏内の都市地域とは

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県および奈良県の区域全部

4 業務概要

- (1) 若者の地元定着につながる「地域づくり」や「しごと」に関する活動
- (2) 移住希望者からの相談対応
- (3) 移住後の定住支援（ネットワーク作り 等）
- (4) “あきた市暮らし”の魅力発掘、取材ならびに情報発信
- (5) 上記に掲げるもののほか、移住促進および定住促進につながる活動

5 募集人数

2名（男女問わず）

6 活動地

秋田市内（原則）

7 採用形態および期間等

- (1) 採用形態
秋田市地域おこし協力隊員として、市長が委嘱する（雇用契約は結ばない）。
- (2) 期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。
なお、次年度以降の委嘱については市と隊員が協議の上、決定するものとし、地域協力活動の最長期間は3年とする。

8 活動時間および日数等

- (1) 活動時間
原則として1日当たり7時間45分を目安とする（週38時間45分）。
- (2) 活動日数
原則として週5日間とする。
- (3) 報告
翌週の活動内容および前週の活動報告については、水曜日までに人口減少・移住定住対策課に提出し、確認を受けることとする。なお、電子メールによる提出も可とする。

9 報償費および健康保険等

- (1) 報償費
報償費については、月額208,300円を原則とし、学歴および職歴等を勘案した上で加算、決定し、活動の対価として、報償費の支給を受けるものとする。
- (2) 健康保険等
所得税、市民税、国民健康保険税などの税金、介護保険料、年金保険料などは各自で納付するものとする。なお、活動中の傷病に備え、傷害保険を付保する。
- (3) 活動経費
 - ア 住居
必要に応じて市が借り上げし、貸与する。
 - イ 車両
活動に要する車両を貸与する。また、燃料費については予算の範囲内で市が負担する。
 - ウ 備品等
 - (ア) 必要に応じて市がパソコンおよびデジタルカメラを用意し、貸与する。
 - (イ) 必要に応じて活動に必要な消耗品については、市が支給する。
 - (ウ) 県外の研修、移住関連イベント等への参加経費は、予算の範囲内において別途支給する。

10 応募方法等

(1) 応募方法

ア 提出書類

別添の応募用紙に必要事項を記入し、履歴書、活動計画書（１）、（２）および住民票（現在の居住状況の確認）を添付の上、期日までに秋田市人口減少・移住定住対策課に郵送で提出することとする（特定記録郵便又は簡易書留郵便で送付することが望ましい）。なお、提出書類は返却しない。

イ 募集期間

令和２年１１月２日（月）から令和３年１月２９日（金）まで（必着）

ウ 提出先

〒０１０－８５６０

秋田市山王一丁目１番１号

秋田市 企画財政部 人口減少・移住定住対策課 移住定住担当 宛

(2) 審査方法および結果通知

ア 書面審査

提出された応募用紙等に基づき、応募要件に合致しているか否かを審査する。

なお、審査結果については、応募者に書面で通知する。

イ 面接審査

書面審査通過者に対し、東京都内で面接審査を行う。面接場所および時間については、書面審査結果を通知する際に併せて通知する。

11 説明会

令和２年１１月から令和３年１月までの間で説明会を開催する予定。

12 スケジュール（予定）

令和３年	１月２９日（金）	応募締め切り
	２月 上旬	書面審査
	２月 中旬	面接審査
	２月 下旬	結果通知
	４月 １日（木）	委嘱

13 注意事項

応募および面接参加に係る経費については、応募者の負担とする。

14 問い合わせ先

秋田市 企画財政部 人口減少・移住定住対策課 移住定住担当

〒０１０－８５６０ 秋田市山王一丁目１番１号

電話 ０１８－８８８－５４８７

FAX ０１８－８８８－５４８８

メール ro-plpo@city.akita.lg.jp